

2025 年 10 月 17 日

九都県市首脳会議

横浜市長

埼玉県知事

千葉県知事

東京都知事

神奈川県知事

川崎市長

千葉市長

さいたま市長

相模原市長

山中 竹春 様

大野 元裕 様

熊谷 俊人 様

小池 百合子 様

黒岩 祐治 様

福田 紀彦 様

神谷 俊一 様

清水 勇人 様

本村 賢太郎 様

九都県市首脳会議に対する要請書

日本労働組合総連合会

東京都連合会

会長 斉藤 千秋



神奈川県連合会

会長 林 克己



埼玉県連合会

会長 平尾 幹雄



千葉県連合会

会長 永富 博之



日頃より、日本労働組合総連合会（連合）ならびに私ども首都圏地方連合会の諸活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

私たちは、すべての働くものに共通の課題である低賃金や不安定雇用、長時間労働などの問題を解消するとともに、最低賃金の引き上げや雇用のマッチング機能強化、若年者・女性・高齢者・障がい者などが働きやすい労働環境の整備、雇用対策の強化などを通じて、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を実現させていかなければならないと考えています。

2025 春季生活闘争は、昨年からの賃上げ基調を引き継ぎ最低賃金も過去最高の引き上げ幅となるなど、経済も賃金も物価も安定的に上昇する経済・社会へと転換しつつあります。しかし、長く続いたデフレスパイラルの影響は大きく、各所に軋みも見られます。少子高齢化による生産年齢人口の減少、切実な労働力不足、格差の拡大と貧困の固定化など、日本の抱える構造課題を政策によって解決していかなければなりません。

また、今年1月に発生した八潮での道路陥没事故に象徴される生活インフラの老朽化対策、史上最も暑かった夏がその一因ともされる大雨や突風の被害も各地に発生しました。8月末には富士山の噴火シミュレーションCGが公開されるなど大規模な自然災害に対しての備えも欠かすことはできません。

首都圏は、全国の人口の約3割を擁し、我が国の政治、経済、文化の中心をなすとともに、大都市圏として一つの地域社会を形成しており、九都県市首脳会議は、その舵取り役として政治・経済・社会などの発展に大きな役割を果たしている大変重要な会議です。今後も、首都圏における広域的な諸課題の解決に向けて、協調した取り組みを進めるとともに、まちづくりなどにおいて共同・連携した対応をはかるなど、協調した広域行政を推進していくことが必要と考えます。

貴会議におかれましては、都民・県民・市民が内在的に抱える将来不安の払拭に向け、経済回復の根幹である雇用対策に積極的に取り組まれるとともに、医療・介護・教育・防災など生活に直結する様々な分野における諸課題への対応や安全で安心してくらすことができる社会構築に向けて、最大限のリーダーシップを発揮されることを強く望みます。

私たち首都圏にある地方連合会は、第88回九都県市首脳会議の開催にあたり生活者の視点に立った喫緊の課題に絞り、以下のとおり要請を行いますので、課題に対する共通認識をはかり、協調・連携のもと課題解決に向けた取り組みを進められますようお願い申し上げます。

＜雇用・労働政策＞

1. 2025 年 4 月からの障がい者雇用率の段階的引き上げに伴い、都・県・市は率先して障がい者の雇用を拡大し、法定雇用率以上を目標として取り組むこと。あわせて、直接受け入れることとなる職場の同僚や責任者が、障がい特性などを理解することができる機会について、研修等の情報を積極的に発信して理解の促進を図ること。

また、障がい者および企業を支援する障がい者就業・生活支援センターなど関係機関の機能強化を支援し、障がいの有無、種類および程度にかかわらず、差別されることなく働くことのできる社会の実現に向けた取り組みを進めること。

2. 地域における産業・雇用安定のため、国・ハローワークおよび区市町村と連携し、雇用創出事業、求人の開拓、職業訓練、相談マッチング機能を強化すること。特に、非正規雇用で働く方や就職氷河期世代を含む中高年層、就労困難者、DV などにより困窮する女性や就職活動中の学生に対する公的相談・支援体制、就労支援・職業訓練などを強化すること。

3. 公契約条例は、公契約により対象事業に従事する労働者への労働報酬下限額の支払いを担保し、労働者のディーセントワーク、中小企業等の受注事業者への発注額の適正化と適正利潤および人材の確保、住民に対する公共サービスの安全・品質の確保につながる。地域の全ステークホルダーに有益であり、地域経済を活性化し、SDGs（持続可能な開発目標）「持続可能な公共調達」を実現するものである。

すでに公契約条例を制定している自治体における取り組み状況の把握、賃金実態調査の継続、データの蓄積等を進め、条例制定の必要性を検証し、労働条項型公契約条例の制定に向け取り組みを推進すること。

4. 外国人労働者への各種インフォメーションには、文字だけではなく動画の活用が有効と考えられることから、地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令をはじめ在留資格ごとの就労制限や生活に関する情報について、Web サイトにわかりやすい動画を掲載するなどにより周知の強化を図ること。また、人手不足の状況や賃金水準の動向について統一した調査を行うとともに、労働災害の発生や労働相談の内容など、外国人労働者の就労状況に関する情報の収集と公表・共有を進めること。

さらに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。

＜生活・福祉政策＞

5. 安定した地域医療や介護体制の確保のため、医療従事者ならびに介護従事者の人材育成・確保に努めること。

また、災害時でも地域住民に対する医療・介護サービスを提供できるよう、九都県市で連携し、広域的な医療と介護の連携体制を確立すること。

さらに、診療報酬と介護報酬が物価上昇などの社会実態を反映したものとなるよう国への働きかけを強めること。

6. ヤングケアラーを含むすべての地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的相談・支援体制の整備に取り組むこと。

相談・支援については、重層的支援体制整備事業など、既存の制度活用だけにとどまらず、多機関連携を模索および強化して対応すること。

また、都県は、対応する区市町村に対して必要な支援を行うこと。

＜防災政策＞

7. 地域防災計画の見直しおよび防災訓練等の実施にあたっては、内閣府「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等を踏まえ、その意思決定の場に女性をはじめ障がい当事者や性的マイノリティの支援団体、居住外国人等、被災時に弱者となりやすい立場の当事者やその支援者を加え、多様な立場からの意見を取り入れ、きめ細かなケアが出来るようにすること。

加えて、実際に発災した際には、避難所にも地域住民以外の多くの避難者が集まることが容易に想定される。首都大都市圏においては、地域防災計画には想定されない、地域外避難者への対応等について、普段から地域内での理解を広げておく取り組みもあわせて進めること。

8. 非常災害に伴う大量の災害廃棄物を適切に処理できるよう、都県としての広域対応を各自治体等と連携して行うこと。また、自治体のみでは対応しきれないことも想定し、民間企業やボランティア団体等との連携はもとより、より実効性を高めるための教育訓練の強化、資材や廃棄物収集車の確保とそれらに伴う予算措置を行うこと。

＜インフラ対策＞

9. 自治体が管理する道路、橋梁、トンネル等の交通インフラおよび上下水道、工業用水等の耐震化、老朽化対策を迅速かつ着実に進めるため、A Iやドロ

ーンなどの技術活用とともに、国に対し補助を要請することも合わせ十分な予算確保を行うこと。

また、保守を担う人材については、その社会的重要性について広く理解を広げ、産官学の連携により工業高校等とのつながりも深めながら、人材の育成・確保を行うこと。

＜防犯・消費者被害対策＞

10. 若年者や高齢者の悪徳商法などによる被害を防止するため、十分な注意喚起を行うとともに、国・都県・区市町村が連携し実効性のある施策を速やかに実施すること。

11. 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の改正を踏まえ、今後国が示す指針に基づき、カスタマーハラスメントの抑止・撲滅に向けた対策を推進すること。

地方公共団体においてカスタマーハラスメントに関わる実態調査等を継続的に行うとともに、理解を深めるための啓発を引き続き実施すること。

また、消費者庁「第5期消費者基本計画」を踏まえ、消費者と事業者との適切なコミュニケーションなど、倫理的な消費者行動を促進するための施策を一層推進すること。

＜環境・エネルギー政策＞

12. 2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現のため、再生可能エネルギー利用の積極推進、次世代エネルギー開発への補助や電力需要の平準化ならびに省エネ対策の推進、緑地や森林の保全・整備、代替フロン類の回収・破壊などの包括的対策に取り組むこと。

ただし、カーボンニュートラルの推進にあたっては、産業構造の転換に伴う失業や労働条件の著しい低下を招かないよう「公正な移行」に取り組むこと。

＜教育・子育て・人権政策＞

13. 子どもたちが安心して学び学校生活を送ることができる環境を構築し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、子どもたちの学びを十分に保障するため、学校における働き方改革・DXを促進すること。

教職員の過度な超過勤務の縮減にむけ、国に対して、義務標準法による基礎定数・加配定数の改善を求めるとともに、教員配置基準を改正し教員の加配を行うこと。あわせて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、ICTの専門スタッフなどの人的支援をさらに推進すること。教員の欠員を確実に補充できる人材確保に向けた具体的な施策を早急に行うこと。

また、メンタルヘルス対策および安全配慮義務を果たせるよう、教職員の人数にかかわらず全校における産業医の選定と安全衛生委員会の設置を加速化し、休職者を減らすこと。

14. 物価高騰に伴い、教育における家庭の負担軽減のため、授業料以外の学用品や通学にかかる費用に対しての補助制度を創設すること。各種貸付事業にかかる金額を増額すること。また、奨学給付金事業の対象要件について、所得制限の上限を引き上げること。

15. 放課後児童クラブおよび居場所事業について、希望するすべての児童が入所できるように拡充をはかるとともに、運営時間の拡大、食事提供などニーズに応じた良質なサービスの拡充を推進すること。

あわせて、保育の質と安全の確保のため、十分なスペースの確保とともに、支援員の人材確保・処遇改善策を構築すること。

16. 子どもの人権を守り、児童虐待の予防と対応策を強化するために、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化すること。

17. 外国につながる子ども達が増加している。今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばす未来を拓くことができるよう、日本語教育環境を整備することは重要である。日本語指導が必要な児童生徒の受け入れに際して、タブレット等の翻訳機の普及、日本語指導員の増員配置、学習等支援員の増員配置などを通じ、学校に過度の負担にならないようにしながら、学校における受入れ体制の充実をはかること。

＜ジェンダー平等・多様性推進政策＞

18. ジェンダー平等社会の実現に向け、率先垂範となるよう、政府が2025年12月に閣議決定を予定している第6次男女共同参画基本計画の検討内容および

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025」を踏まえ、各自治体の男女共同参画推進プラン等を着実に実行し、進捗状況について公表・報告すること。また、様々な統計情報について、SOGI に配慮した上で、ジェンダーによる差異や不平等状況の把握のためのジェンダー統計として活用できるよう必要な修正を行うこと。

19. 多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会の実現に向けて、選択的夫婦別氏制度の早期導入を国に働きかけること。

また、加えて、すべての希望する人が権利行使できるようパートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入をすすめ、都市間連携・都県間連携に向け検討すること。

20. あらゆるハラスメントを排し、すべての人がその能力において希望する働き方と働き続けることを選択することが可能となる社会の実現に向けた施策を展開すること。

あわせて、就労の継続を希望するすべての人が仕事と育児や介護等の両立を実現するために、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。

また、これらの根底に残存し、直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行（アンコンシャス・バイアスを含む）の見直しを推進すること。

以 上